

# 令和 6 年度北いわて出会い・結婚応援事業

## 企画提案審査要領

令和 6 年 4 月  
岩手県北広域振興局  
保健福祉環境部

この「企画提案審査要領」（以下「審査要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和6年度北いわて出合い・結婚応援事業」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

## 1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案審査委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、別途定める審査基準に基づき、審査を行うものとする。

## 2 審査項目及び配点

審査項目等は次のとおりとする。

| 審査項目            | 審査内容  | 配点  |
|-----------------|---|-----|
| 事業目的<br>(10点)   | 業務目的を理解し、的確な提案となっているか。                                    | 10  |
| 企画<br>(60点)     | 参加者を集めやすい時間及び料金設定を考えているか。                                 | 5   |
|                 | 当日のタイムスケジュールは、準備及び後片付けを含めて適切な運営が確保できるものとなっているか。           | 5   |
|                 | “いきいき岩手”結婚サポートセンター（以下、「i-サポ」という）と連携しながら効果的な広告宣伝方法を考えているか。 | 10  |
|                 | スキルアップセミナーは、参加者が意欲的にイベントに参加し、今後も前向きに婚活をしようと思える内容か。        | 5   |
|                 | i-サポの新規会員登録への好影響が期待できる提案であるか。                             | 5   |
|                 | イベント内容に工夫やアイデアがあり、対象の関心を引き付けるものとなっているか。                   | 10  |
|                 | 特に女性が参加したくなるようなイベント内容となっているか。                             | 5   |
|                 | 参加者同士が交流しやすく、カップル成立につながるような工夫がなされているか。                    | 10  |
|                 | 特に評価すべき点や、特に優れた内容が盛り込まれているか。                              | 5   |
| 業務履行能力<br>(20点) | 業務を確実に遂行できる体制が整えられているか。                                   | 10  |
|                 | 計画的な全体スケジュールとなっているか。                                      | 5   |
|                 | 本業務に類する業務の実績は良好であるか。                                      | 5   |
| 積算内訳等<br>(10点)  | 事業単価経費が妥当であり、企画提案内容と整合がとれているか。                            | 10  |
| 合 計             |   | 100 |

### 3 審査方法及び県への報告方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等に基づいて行う。
- (2) 審査委員は、企画提案書に基づき、個別の審査項目ごとに評価、評点を行い、上位3位まで順位点(1位=5点、2位=3点、3位=1点)を付し、それを委員会で合計した総得点により順位をつけて県に報告する。
- (3) 参加者が1者のみであった場合、審査委員会において企画提案書等に基づく審査を行い、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。  
委員ごとに100点を満点として評価・評点を行い、評点の最低基準は60点とし、基準点を下回った委員があった場合は、委員による協議によって委託候補者としての適格性を審査する。
- (4) 審査委員会は、提案内容の詳細の再確認を要すると認められるなど決定に至らなかった場合、後日、再度審査を行い、順位等を決定する。
- (5) 審査委員会は、順位にかかわらず、いずれの企画提案も本業務を実施するにふさわしくないと認められる場合には、その旨の評価を付して県北広域振興局長に報告する。
- (6) 審査委員会は、順位等を決定するに当たり、本業務の執行に関しての意見を付すことができる。

### 4 審査結果の通知

審査結果については、各参加者に郵送により書面で通知する。